

社会福祉法人南房総市社会福祉協議会福祉振興基金 設置規程

平成18年3月27日

規程第23号

(設置)

第1条 社会福祉事業の振興と円滑な運営を確保するため、社会福祉法人南房総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に社会福祉法人南房総市社会福祉協議会福祉振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の造成)

第2条 基金は、次に掲げるものから造成するものとする。

- (1) 本会に寄せられた寄附金
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他の収入

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(会計)

第4条 基金の会計は、特別会計をもって処理する。

2 基金の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(運用益金の活用)

第5条 基金から生じる収益は一般会計予算に計上し、社会福祉事業に要する経費に使用することができる。

(処分)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害復旧の財源に充てるとき。

(基金処分の制限)

第7条 基金はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ、評議員の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(基金の運営)

第8条 基金の運営は、理事会が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金の造成及び管理に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において合併前の社会福祉法人富浦町社会福祉協議会福祉事業運営積立基金の設置管理規程、社会福祉法人富山町社会福祉協議会福祉振興基金設置規程、社会福祉法人富山町社会福祉協議会福祉振興基金設置規程、社会福祉法人三芳村社会福祉協議会福祉事業運営積立基金の設置管理規程、社会福祉法人白浜町社会福祉協議会財政調整基金規程、千倉町福祉基金設置規程、社会福祉法人千倉町社会福祉協議会災害対策基金積立金規程、社会福祉法人丸山町社会福祉協議会福祉振興基金設置規程又は社会福祉法人和田町社会福祉協議会福祉振興基金設置規程に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この規程に基づく基金に属するものとする。